

平成30年6月29日

保護者 様

大阪府立和泉総合高等学校
校 長 加納 由朗

大阪北部地震に伴って変更されていた大雨警報の扱いについて（お知らせ）

平成30年6月18日（月）の大阪北部地震の発生を受け、警報等の発表に伴う安全の確保のため、休校等の措置を一部変更していました。その内容は大雨警報を暴風警報と同等に扱うことと、お知らせしていたところです。

昨日に府教育庁から指示があり、大阪府防災・危機管理司令部会議において、非常1号配備が解除されたことに伴い、大雨警報による休校措置等の対応を解除することになりました。（大雨警報だけで休校措置にはなりません。）

記

臨時休校の措置をとる可能性のあるのは、以前の通りです。

- ① 泉州地区又は生徒各人の居住する地域において「**特別警報（すべての種類）**」が発表されている場合
- ② 同地域において、「**暴風警報**」が発表されている場合
- ③ 暴風警報等が解除されたにも関わらず、JR阪和線が運転見合わせの場合

詳しくは、ホームページ「非常災害及び交通機関の運行に支障がある場合の措置について」をご覧ください。